

○可児市市民公益活動災害補償制度取扱要綱

昭和61年3月25日

訓令甲第8号

改正 平成8年4月1日訓令甲第8号
平成12年4月1日訓令甲第7号
平成14年4月1日訓令甲第20号
平成15年7月1日訓令甲第29号
平成20年4月1日訓令甲第12号
平成21年4月1日訓令甲第18号
平成24年3月30日訓令甲第33号
平成27年4月1日訓令甲第3号
平成30年12月1日訓令甲第44号
平成31年3月29日訓令甲第7号
令和3年4月1日訓令甲第12号
令和3年12月28日訓令甲第38号
令和4年4月1日訓令甲第10号
令和5年4月1日訓令甲第25号

(目的)

第1条 この訓令は、市民団体等が市民活動中に不測の事故により、当該活動の参加者（以下「参加者」という。）、指導者等又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等又は参加者が法律上の賠償責任を負った場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故等によって死亡し、又は傷害を負い若しくは特定疾病を発症した場合に市民公益活動災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された団体又は市民活動の実践に責任を負う者をいう。
- (2) 市民活動 無報酬（実費弁償を除く。以下同じ。）で行う日本国内の活動で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利、政治及び宗教に関する活動を除く。
 - ア 市民団体等が行う公益性のある活動で、別表第1に定める活動
 - イ 市が行う事業のうち、この号アに定める活動に類する活動
 - ウ その他特に公益性のある活動
- (3) 指導者等 市民団体等において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

(保険契約)

第3条 市は、災害補償制度を実施運営するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険に係る契約を締結する。

(対象事故)

第4条 災害補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中（指導者等が定めた集合、出発又は解散の場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路往復中及び当該活動に伴う移動中を含む。以下同じ。）に、指導者等又は参加者の過失により、参加者、指導者等又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等又は参加者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故（熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下「熱中症等」という。）によるものを含む。）で、指導者等又は参加者が死亡し、又は負傷したもの
- (3) 特定疾病事故 次に掲げる事故（当該事故に係る疾病の発症について医師による認定を受けたものに限る。）
 - ア 市民活動中に、急性虚血症心疾患、急性心不全等の急性心疾患又はくも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患（以下「急性疾患等」という。）を発症したことにより、指導者等又は参加者が死亡し、又は病院に搬送された後、退院することなく発症の日から30日以内に死亡した事故
 - イ 市民活動中に、急性疾患等及び熱中症等以外の疾患（急性アルコール中毒、麻薬中毒等、社会通念上認められない行為により発症したものを除く。）を発症したことにより、指導者等又は参加者が発症してから24時間以内に死亡した事故（当該疾患により死亡したことが医師の診断により明らかであり、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できるものに限る。）

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当する事故については、補償しない。第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故についても、同様とする。

- (1) 次に掲げる損害賠償責任事故
 - ア 指導者等又は参加者の故意又は重大な過失によるもの
 - イ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮によるもの
 - ウ 指導者等又は参加者とその同居の親族との間の損害賠償に係るもの
 - エ 指導者等又は参加者が所有、使用又は管理する車両に起因するもの
 - オ 狩猟に起因するもの
- (2) 次に掲げる傷害事故
 - ア けんか、自殺又は犯罪行為によるもの
 - イ 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるもの
 - ウ 指導者等又は参加者の故意又は重大な過失によるもの
 - エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの
 - オ 傷害が医学的他覚症状のないむちうち症又は腰痛であるもの
 - カ 山岳登攀、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキーバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険な運動によるもの

キ 自動車、原動機付自転車若しくはモーターボートによる競技（自動車又は原動機付自転車を用いて道路上で行う場合を除く。）又は飛行機の操縦によるもの
(損害賠償責任事故の補償限度額)

第6条 損害賠償責任事故の補償限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき5,000円を超える部分のうち、次の各号に掲げる金額を限度とした額とする。ただし、食中毒事故（異物混入事故を含む。）等の生産物事故に係る補償限度額は1事故の金額を、保管物（貴重品を除く。）の事故に係る補償限度額は1,000万円をそれぞれ保険期間中の支払限度額とする。

(1) 身体の事故に係る補償限度額 1名につき6,000万円。ただし、1事故につき2億円を限度とする。

(2) 財物の事故に係る補償限度額 1事故につき100万円

(3) 保管物の事故に係る補償限度額 1事故につき100万円

(傷害事故の死亡補償額)

第7条 指導者等又は参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から起算して180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、死亡補償金500万円（熱中症等によるものは300万円）を支払うものとする。

(傷害事故の後遺障害補償額)

第8条 指導者等又は参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は500万円（熱中症等によるものは300万円）に別表第2に定める後遺障害による等級の区分に応じそれぞれ同表に定める保険金支払割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故の入院、通院補償金及び手術補償金の額)

第9条 指導者等又は参加者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の減失又は減少を生じた場合において、当該事故の日から起算して7日以後においてもその状態にあるときに限り、その者に対し入院補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金の額は、入院又は通院した治療日数1日につき、入院補償金にあっては事故の日から起算して180日を限度として3,000円、通院補償金にあっては事故の日から起算して180日までの間において90日を限度として2,000円とする。

3 入院補償金が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、手術の種類に応じて、第3条に定める保険契約に係る保険約款に定める額を手術補償金としてその者に支払うものとする。

(特定疾病事故の死亡補償額)

第9条の2 指導者等又は参加者が特定疾病事故を原因として死亡したときは、その者の法定相続人に対し、死亡補償金50万円を支払うものとする。

(事故報告)

第10条 市民団体等は、市民活動中に事故が発生したときは、事故発生日から起算して14日以内に事故報告書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 所属団体又は個人の概要が把握できる資料

- (2) 事故発生状況等が説明できる資料
 - (3) 事故発生当日の指導者等及び参加者の名簿
 - (4) 負傷者（死亡者）又は被害者が未成年の場合は、健康保険証等保護者との関係が分かる書類の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、入院等同様の期限内に事故報告書が提出できない特別な事情がある場合に限り、事故発生日から14日を超えて事故報告書を提出することができる。この場合においては、事故報告書に事故報告遅延理由書（別記様式第2号）を添付するものとする。

（判定）

第11条 市長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故が市民活動中の事故であるかどうかを判定し、市民活動中のものであると認めたときは保険会社に対して保険金請求書兼事故証明書（別記様式第3号）を交付する。

（庶務）

第12条 災害補償制度に関する事務は、地域協働課において行う。

（補償金の請求）

第13条 損害賠償責任事故による補償金は、指導者等又は参加者と被害者との間で、法律上の問題が解決した後、指導者等又は参加者が保険会社に請求するものとする。

- 2 傷害事故及び特定疾病事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあっては死亡した指導者等又は参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあっては指導者等又は参加者が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めた後に、補償金等請求書に必要な書類を添付し市長に請求するものとする。

- (1) 後遺障害補償に係る補償金 当該障害の症状が固定した後
- (2) 入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金 入院又は通院が終了した後

- 3 市長は請求を受けた補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社が当該保険金を市が指定した口座に振込んだ場合は、これをもって補償金の支払いに代えることができる。

（準用規定）

第14条 この訓令に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

（保険期間の特例）

- 2 昭和61年度に限り、第4条中「毎年4月1日の午後4時」とあるのは「昭和61年4月1日の午前0時」とする。

付 則（平成8年訓令甲第8号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成12年訓令甲第7号）抄

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年訓令甲第20号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年訓令甲第29号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第12号）

この訓令は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発生した事故について適用する。

附 則（平成21年訓令甲第18号）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の可児市市民活動災害補償保険取扱要綱の規定は、施行日の午後4時以後に発生した事故について適用し、同日の午後4時前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則（平成24年訓令甲第33号）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の可児市市民公益活動災害補償制度取扱要綱の規定は、施行日の午後4時以後に発生した事故について適用し、同日の午後4時前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則（平成27年訓令甲第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令甲第44号）

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則（平成31年訓令甲第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第12号）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の可児市市民公益活動災害補償制度取扱要綱の規定は、施行日の午後4時以後に発生した事故について適用し、同日の午後4時前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則（令和3年訓令甲第38号）

- 1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある様式については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

附 則（令和4年訓令甲第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年訓令甲第25号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

活動の種類	活動の内容
地域社会活動	自治会、自治連合会、まちづくり協議会等の活動のうち、会議への参加、清掃、草刈り、防災訓練、防犯パトロール、祭りの準備又は開催、運動会の準備又は開催その他これらに類するもの
青少年育成活動	清掃、パトロール、見守り活動その他これらに類するもの
社会教育活動	スポーツ又は文化活動の指導、技術講習会の準備又は開催その他これらに類するもの
社会福祉・社会奉仕活動	福祉施設援護活動、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、移送サービスその他これらに類するもの

別表第2（第8条関係）

後遺障害補償金支払区分

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃく及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとする。以下同じ。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃく又は言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	78%

	(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったもののをいう。以下同じ。）	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）著しい運動障害を残すものをいう。以下同じ。） (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。以下同じ。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

	<p>(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。以下同じ。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、又は1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>	34%
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃく及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する</p>	26%

	<p>ことが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃく又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%

第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	4 %

- (8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
 (9) 局部に神経症状を残すもの

(注1) 上肢、下肢、手指及び足指の障害の規定中「以上」とは、その関節より心臓に近い部分をいう。

(注2) 関節等の説明図

